

令和8年度石垣市指定ごみ袋印刷製造業務委託契約 仕様書

1 品名

- (1) 取っ手付きもやすごみ袋 (大・中・小) の3種類
- (2) 取っ手付きもやさないごみ袋 (大・中・小) の3種類

2 業務内容

石垣市指定ごみ袋 (以下「指定ごみ袋」という。) の製造、保管及び配送・納品等

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 仕様及び数量

指定ごみ袋	材質	色	規格	製造枚数
もやすごみ袋 大45ℓ	高密度ポリエチレン	半透明	0.025×470/670×860	1,000,000
もやすごみ袋 中30ℓ	高密度ポリエチレン	半透明	0.025×350/500×780	500,000
もやすごみ袋 小20ℓ	高密度ポリエチレン	半透明	0.025×270/400×650	500,000
もやさないごみ袋 大45ℓ	低密度ポリエチレン	透明	0.03×470/670×860	70,000
もやさないごみ袋 中30ℓ	低密度ポリエチレン	透明	0.03×350/500×780	55,000
もやさないごみ袋 小20ℓ	低密度ポリエチレン	透明	0.03×270/400×650	50,000
合計				2,175,000

(1) 材質及び色

①燃やすごみ袋は、高密度ポリエチレン製 (再生原料8%以内使用) とし、半透明とすること。

②燃やさないごみ袋は、低密度ポリエチレン製 (再生原料8%以内使用) とし、内部が確認できる透明とすること。

(2) 印刷

①デザイン

- ア. 本市が指定する内容で版を作成すること。
- イ. 版を作成するときは、本市の校正を受けること。

②版

本市の校正を受けた版を作成したときは、印刷して本市に提出すること。

③印字の色

印字の色は、以下を参考とし本市と協議のうえ決定すること。

- ア. もやすごみ袋については、赤色とし、M (マゼンダ) 100%+Y (イエロー) 100% (DIC198 参考)

イ. もやさないごみ袋については、青色とし、C（シアン）100%+M（マゼンダ）90%
(DIC222 参考)

(3) 梱包

指定ごみ袋は10枚1組で外袋に梱包すること。

5 外袋

(1) 寸法

指定ごみ袋の各規格（大・中・小）に応じて、各々10枚1組が入る大きさとする。

(2) 形状

表の下部に半月状のミシン目を入れ、指定ごみ袋を1枚ずつ取り出せる取り出し口を設けること。

(3) 印刷

①デザイン

ア. 本市が指定する内容で版を作成すること。

イ. 版を作成するときは、本市の校正を受けること。

②版

本市の校正を受けた版を作成したときは、印刷して本市に提出すること。

③印字の色

印字の色は、以下を参考とし本市と協議のうえ決定すること。

ア. もやすごみ袋については、赤色とし、M（マゼンダ）100%+Y（イエロー）100%
(DIC198 参考)

イ. もやさないごみ袋については、青色とし、C（シアン）100%+M（マゼンダ）90%
(DIC222 参考)

(4) 梱包

①1袋あたり指定ごみ袋10枚1組入りの外袋を、最低50袋単位で梱包箱に入れること。

②梱包箱には、指定ごみ袋の品名（種類）及び数量等を確認できるように外部に表示し、その他必要事項があれば記載すること。

6 納品

(1) 納期

本市から発注があったときは、指定された納品日までに納品すること。

(2) 場所

本市又は本市が委託する指定店とする。

(3) その他

納品に関して疑義が生じたときは、本市と協議のうえ、本市の指示に従うこと。

7 版の取扱い

- (1) 本仕様並びに本市の指示及び本市と協議のうで決定した事項に従い製造した版の権利は、本市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間が満了したときは、指定ごみ袋の製造に使用した版を本市に返却するか、若しくは預かり保管すること。

8 製造

- (1) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、本市の承諾を受けたときはその限りではない。
- (2) 指定ごみ袋（外袋含む）に「県産品マーク」を印字すること。
- (3) 契約締結日から 30 日以内に製造体制を整え、本市からの発注に応じること。

9 費用

指定ごみ袋の製造に係る費用は、製造から納品（市や市が委託する指定店までの配送料を含む）までに係る一切の費用とする。